

○江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例

平成16年11月1日

条例第148号

改正 平成18年6月23日条例第38号

平成26年2月28日条例第7号

令和元年6月25日条例第13号

(設置)

第1条 特産品の販売等を行うことにより、地域の振興を図るため、江田島市地域産物展示販売施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
江田島市海辺の新鮮市場	江田島市江田島町江南一丁目1番37号

(業務)

第3条 施設において行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 特産品の展示販売等の観光振興事業
- (2) 地域住民の交流活動の場の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事業

(利用時間)

第4条 施設の利用時間は、午前8時から午後7時までとする。ただし、特別の理由があるときは、市長の承認を得てこれを延長することができる。

(利用の許可)

第5条 施設は、第3条に規定する業務に支障のない範囲内で、一般の集会等に利用させることができる。

2 前項の規定により施設を利用しようとする者は、利用前に利用願を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長において不適當と認めるとき。

(利用の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは利用条件を変更することができる。この場合において、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) 利用者が許可を得ないで利用の目的又は方法を変更したとき。
- (2) 利用者が許可条件又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長において特に必要があると認めたととき。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員等の指示に違反しないこと。
- (2) 保安及び風俗を乱すような行為をしないこと。
- (3) 火気に嚴重な注意をすること。
- (4) 施設等を損傷しないこと。
- (5) 利用を終わったときは、原状に回復し、器具を整理し、かつ、室の内外を清掃して係員等に引き渡すこと。

(使用料)

第9条 使用料は、次のとおりとし、利用前に納付しなければならない。

区分	利用単位	使用料	摘要
調理実習室	1時間につき（1時間未満切上げ）	640円	冷暖房利用の場合 使用料の5割加算（10円未満切捨て） ※使用料は消費税込み
展示室		1,290円	

(使用料の不還付等)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任でない事情により利用できないとき。
- (2) 利用者が利用前に利用しないことを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたととき。

2 納付された使用料が過納又は誤納であったときは、直ちに過誤納分を還付する。

3 納付された使用料が不足となったときは、直ちに不足分を利用者から追徴する。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公共的団体等が公共のために利用する場合又は特別に必要があると認めたとときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(管理人)

第12条 施設に管理人を置くことができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は第1条に規定する目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者が行う場合にあっては、第4条、第5条及び第6条中「市長」

とあるのは「指定管理者」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条、第10条及び第11条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条の2 指定管理者が行う業務は次のとおりとする。ただし、市長が処理すべき業務を除く。

- (1) 施設の利用調整に関する業務
- (2) 第3条の事業の実施に関する業務
- (3) 施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) 利用料金の収受に関する業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条の3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第13条の4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、施設若しくは器具その他工作物を損傷し、汚損し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(検査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、市職員をして施設の管理状況の検査及び指示をし、又は指定管理者から報告を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の地域産物展示販売施設設置及び管理条例（平成11年江田島町条例第31号）又は地域産物展示販売施設設置及び管理条例（平成11年大柿町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日条例第38号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江田島市立学校施設使用条例，江田島市公民館設置及び管理条例，江田島市教育集会所設置及び管理条例，大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例，江田島市体育施設設置及び管理条例，江田島市スポーツセンター設置及び管理条例，江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例，江田島市江南ふれあいセンター設置及び管理条例，江田島市沖美ふれあいセンター設置及び管理条例，江田島市集会所設置及び管理条例，江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例，江田島市児童公園設置及び管理条例，江田島市児童館設置及び管理条例，江田島市老人集会所等設置及び管理条例，江田島市老人福祉センター設置及び管理条例，江田島市隣保館設置及び管理条例，江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例，江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例，江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例，江田島市交流促進センター設置及び管理条例，江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例，江田島市立公園設置及び管理条例，江田島市森林公園設置及び管理条例，江田島市漁業者研修施設設置及び管理条例，江田島市子育て支援センター設置及び管理条例及び江田島市国民宿舎能美海上ロッジ設置及び管理条例の規定は，この条例の施行の日以後の利用に係る使用料（使用料金及び手数料を含む。以下同じ。）について適用し，同日前の利用に係る使用料については，なお従前の例による。

附 則（令和元年6月25日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は，令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江田島市立学校施設使用条例，江田島市公民館設置及び管理条例，大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例，江田島市体育施設設置及び管理条例，江田島市スポーツセンター設置及び管理条例，江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例，江田島市江南ふれあいセンター設置及び管理条例，江田島市沖美ふれあいセンター設置及び管理条例，江田島市集会所設置及び管理条例，江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例，江田島市児童公園設置及び管理条例，江田島市児童館設置及び管理条例，江田島市老人集会所等設置及び管理条例，江田島市老人福祉センター設置及び管理条例，江田島市隣保館設置及び管理条例，江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例，江田島市立墓地設置及び管理条例，江田島市山村振興等農林漁業施設設置及び管理条例，江田島市水産交流施設設置及び管理条例，江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例，江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例，江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例，江田島市立公園設置及び管理条例，江田島市森林公園設置及び管理条例，江田島市漁業者研修施設設置及び管理条例，江田島市子育て世代包括支援センター設置及び管理条例，江田島市沖美町畑地かんがい施設設置及び管理条例，江田島市旅客船設置及び管理条例及び江田島市市民センター等設置及び管理条例の規定は，この条例の施行の日以後の利用に係る使用料等（使用料金，利用料金及び手数料を含む。以下同じ）について適用し，同日前の利用に係る使用料等については，なお従前の例による。